編集部が迫る！

発達保障ってなんですか？

茂木 俊彦さん その1（全3回）

もぎ　としひこ
1942年群馬県生まれ。東京大学教育学部教育心理学科・同大学院で学ぶ。専門は教育心理学・障害児教育学。全障研の結成に参加し、全国委員長などを歴任。現在、桜美林大学特任教授、全障研顧問。

研究にある二つの立場

私は学生のころ、障害のない子どもの学習心理学の分野で勉強したいと考えていました。下宿の部屋で寝転んでいるときに、学習の座は大脳にある、大脳に損傷を受けたらどうなるのだろう、学習にどんな困難が出てくるのだろうとふと思ったのです。脳に損傷を受ける障害にはいろいろありますが、下宿においてあったルリヤの『精神薄弱児』という本をまず読んでみました。読んでいたらすごく面白くなったので、これで卒業論文を書こうと思いました。

学習という心理学的なメカニズムを研究するには障害のあるなしに関わらず、根底のところは共通だからと、知的障害児を対象に研究テーマを立てました。そこで、友だちのつてで特殊学級の先生に会い、学級に来いと言われて行ったのが、知的障害児との出会いでした。そして、卒論を書いてから三木安正[1]さんに「君、精神薄弱の研究をやったのか、今後もやるのか」と聞かれ、とっさに「やりたいと思っています」と答えました。これで方向づけが決まりました。

三木さんには、「精神薄弱による研究」と「精神薄弱のための研究」と、研究には二つあると言われました。「による」研究というのは、脳に何らかの障害がある人たちを研究することで、健常児の学習や思考のメカニズムを解明するという手段としての研究です。当時は「による」研究がずいぶんあり、私も脳に損傷を受けた人の知的活動の特色を明らかにすれば脳に損傷を受けていない人たちのメカニズムがわかりやすくなると考え、多分に「による」研究に傾斜した部分があったと思います。

＊

学級に行ったことをきっかけに障害児のことをもう少し知りたいということで、都立児童学園にも実験のために行きました。そこは学級よりも障害がやや重い子どもたちが在籍している福祉の現場です。就学猶予・免除[2]の制度があって、障害が重いから教育してもムダだと言われ、学校から拒否された子どもが通ってくる施設でした。その子どもたちと給食を食べたり、話したりして、出会う子どもたちの幅が広まりました。

そのとき、どうしてこの子たちはこちらが問いかけたことに答えられないのか、どうして子どもたちはわからないと言って考えることを拒否するのか、と疑問がわいてきました。さまざまな知的障害の子に出会ったことで、今後の研究はこれでいこうと思いました。

そして、知的障害のある人を励ましたり、力になる「ための」研究が必要だと考える経験にもなりました。

全障研結成の流れ

教育心理学の大学院生のときに、養護学校の先生に、全障研をつくる準備をしているので参加しないかと誘われました。参加してみると、いろいろな人と出会うことができました。そこでは、それまで私が知的障害についてもっていたイメージや研究方法を問い直さざるをえない発言があり、自分はもう一度基礎から考え直さなければならない、「による」研究から「ための」研究に舵を切らないといけないと思いました。

全障研の結成準備の流れには、ひとつには日教組の教育研究運動があり、障害児の教育権保障のあり方が研究され、論議されてきたことがあります。

それから、滋賀での発達保障をめざすとりくみがあります。近江学園では、糸賀一雄さんを中心とする集団があり、田中昌人さんはその研究部に所属していました。そこで障害児施設のなかでの実践の検討とその理論化という流れがありました。また、大津市を中心とする乳幼児健診から保育・療育・学校教育へとつなげていく大津方式といわれる乳幼児健診のシステムをつくりあげていくとりくみがありました。1960年前後から、大津市では障害を早期に発見するだけでなく、早期に対応することが大事だと、早期の対応は発達を保障する出発点でもあると言われてきました。田中さんは近江学園での実践、大津方式の両方に関わっていました。

＊

施設での実践、乳幼児健診、いずれも発達を保障するという方向で実践し、理論化をすすめるというとりくみがあり、それが日教組の教研集会のなかで合流します。

権利としての障害児教育を追求することと、発達を保障する教育実践が合流し、学び合ってだんだんまとまってきます。教研集会のなかで、日常的に障害児者の発達保障について研究する場をつくろうではないかという提起がされ、1966年に全障研の準備会合宿、1967年に結成大会となりました。このように一方で教師たちの教育研究運動があり、もう一方で近江学園と、それとつながるびわこ学園などの福祉・医療施設の実践と理論が源泉となって、発達保障の理念をかかげた研究会ができました。

私は、結成前年の準備段階から加わって、結成大会で会員になりました。結成大会の基調報告では、どういう人にも教育は成り立つ、発達に限りはなく、上限はない、ということを言っている。そして、発達は権利だと言っている。文字どおり障害のある人たちの立場にたって、発達する権利を保障する実践と理論を追求していく研究会である、という。この点は、非常に共感を覚えたし、これまでの「による」研究を中心にやっていた者からするとすごく刺激的でした。私にとっては目からウロコという障害児観、発達観、教育観でした。

実践や実態調査活動で学ぶ―不就学児童の実態と親のねがい

私が東大の助手をしていたときに、文京区の訪問学級の教師たちが在宅不就学障害児の実態調査をしたいから、手伝ってくれないかと訪ねてきました。そこで、文京区心身障害児実態調査委員会を結成し、在宅障害児となった障害児の実態調査をしました。在宅障害児の家庭に訪問して、「お子さんはどう過ごされていますか」「学校についてはどう思いますか。行かせたいと思っていますか」という調査をやりました。親のねがいがどこにあるのか、どういう気持ちで子どもと過ごしているのか、教育にかける期待はなにか、を聞きました。「学校はもういいです」という人もいましたが、言葉の裏でわが子を学校に入れたいという気持ちはにじみ出ているのです。言葉の奥にあるものを学び取ることの大事さを学びました。

この調査に2年間、没頭しましたが、これは同時に義務制実現の運動とか、養護学校建設運動につなぐ意図がありました。全障研のなかの諸研究で学ぶことも多かったのですが、実践活動や実態調査活動で学ぶことは、インパクトがありました。

◀全国委員長に選出されて

◀熱海での発達保障講座の交流会

1）三木安正
教育心理学者。幼児教育、知的障害児の教育を専門とし、全日本特殊教育研究連盟を結成した。また、旭出（あさひで）学園を創立して実践教育にとりくんだ。

2）就学猶予・免除
戦後、日本国憲法で教育権の無差別平等が定められたにも関わらず、障害が重いことを理由に「就学困難」とし、猶予・免除制度を悪用して障害児を学校教育から排除していた。